

法と社会保障研究会

黒田 有志弥*

I 本研究事業の趣旨

社会保障は、公的な主体が国民の権利・自由を侵害する作用の側面は少なく、一定の給付を行うものであるため、どのような法制度を採用するかは、基本的には立法府あるいは行政府の広い裁量に委ねられる。しかしながら、社会保障もわが国の法制度の一部であるから、憲法を頂点とした既存の法体系の枠組みの中で制度・政策を考える必要がある。また、社会保障は国民の生存権の保障に直接的に関わる制度であり、制度そのものの妥当性の検討に加え、政策決定の過程や制度の運営に関する手続きの適正性、妥当性の検証も重要な課題である。

これらの問題意識に基づき、本研究事業では、第一に、既存の法解釈論、法政策論を踏まえ、社会保障制度のあり方に関して法学的観点からの検討を行い、現在、研究の場、あるいは政策策定の場で議論されている政策オプションにつき、どのような法制度の仕組みが考えられるか、第二に、政策策定の過程や社会保障制度の運営に関する手続きのあり方を適正性や妥当性の観点から検討し、これらを通じ、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）で行われている政策研究等に資する基礎的な資料を提供することを目的とする。具体的には、法学の基礎的な研究として、社会保障関連の事例に関する判例研究を行う研究会（以下「判例研究会」という。）を開催し、

その成果を研究所で刊行している『社会保障研究』に掲載するとともに、上記判例研究で取り上げた事例に関連する法政策についての研究を含め、社会保障に関する法律問題、及び法政策の課題についての基礎的研究を行う。

II 「社会保障判例研究」と「社会保障と法政策」

本研究事業の成果の1つと位置づけられるのは、本誌『社会保障研究』の「社会保障と法」である。その内容については本誌バックナンバーを参照いただくとして、ここではそれに含まれる「社会保障と法政策」及び「社会保障判例研究」の意義について述べておきたい。

『社会保障研究』の前身である『季刊社会保障研究』においても、「社会保障判例研究」が掲載されていたが、判例研究会の社人研における位置づけは明確ではなかった。そのため『社会保障研究』への移行準備時には、「社会保障判例研究」をどう扱うかも1つの論点となったが、そのころ立ち上げられた本研究事業の中に上記の判例研究会を位置づけることとなった。そして『社会保障研究』では、従来の「社会保障判例研究」を維持し、その前段として「社会保障と法政策」を置くこととした。判例研究はある意味非常に専門技術的であり、その内容は法学あるいは法律に明るくない者にとっては容易には理解しがたい（ただこのようなことは法学に限らない）。しかし、判例研究は法学研究の重要な一分野であり、その内容を「薄

* 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部第4室長

める」ことは、少なくとも法学研究者にとって執筆の意味もそれを閲読する意義も失われる恐れがある。そこで、『社会保障研究』の目的の1つが学際性であることを踏まえ、判例研究自体は維持するとともに、その前段として「社会保障と法政策」を置き、判例研究で取り扱っている事例に関連して、当該判決の意義や政策的な課題などを論じるものとしたのである。

社会保障の事例は、その事例の背景たる政策との関わりが大きい。ただ、ある特定の事例の社会的な影響、ひいてはそこから要請される法政策のあり方等は、判例研究の主たる目的からは若干離れる事柄であり、例えば「判例評釈の枠からは外れるが」といった枕詞を伴って末尾に簡潔に記述されることが多い。「社会保障と法政策」はそれらを独立して論じるという趣旨もあるが、判例研究で取り扱った事例の社会的な意義、あるいは、惹起される法政策の課題を正面から考察することにより、判例研究で取り扱った事例の意義もより明確化される。そしてこのことは『社会保障研究』の目的の1つである政策指向性にも適合したものである¹⁾。

Ⅲ 政策研究

もともと法学は、ある特定の政策に関して、(私の理解するところではあるが)一定の限度を超えると憲法違反になりうる、あるいはほかの制度と整合的でない場合などにそれは妥当ではないといった「消極的な」議論を行うため、白紙の状態にあるときに、特定の具体的な制度を支持または提示することにそれほど積極的ではない²⁾。その意味で、法学の政策研究は、それが法規範的に許容されうる範囲にあるといった「社会保障制度の在り方を周辺部から支えるといったアプローチ³⁾」が基本であるが、より積極的な政策論、規範的な議論がどこまでできるかが課題でもある⁴⁾。本研究事業においても個別単発の研究ではなく、「社会保障と法政策」等で提示される諸問題を含め、社会保障政策に具体的に資する研究の遂行が必要であり課題となっている⁵⁾。

参考文献

- 岩村正彦 (2016) 「最高裁平成28年3月1日判決の政策的意義」『社会保障研究』Vol.1, No.1, pp.238-239。
尾形裕也・小塩隆士・菊池馨実・栃本一三郎 (2014) 「座談会Ⅱ 社会保障研究へのアプローチ～学問分野間の対話」『季刊社会保障研究』Vol.50, No.1=2, pp.101-120。

(くろだ・あしや)

¹⁾ 一例を挙げれば、加害行為をなした、責任能力を欠く認知症高齢者の監督業務者の不法行為責任が問題となった事例(最高裁第三小法廷平成28年3月1日判決(裁判所時報1647号1頁))について、岩村(2016)は、同判決は「高齢者の介護・医療政策、障害者の地域支援政策にマイナスの影響を与える恐れがある」とするが、最高裁判例である同判決を前提として政策課題を提示している。

²⁾ 例えば社会保障の目的を達するための制度を社会保険方式で行うか税方式で行うかという論点について、基本的にはどちらかが憲法違反になるとか、法規範的にどちらの制度が妥当であるということにはならない。

³⁾ 尾形・小塩・菊池・栃本(2014) p.105(菊池発言)。

⁴⁾ 尾形・小塩・菊池・栃本(2014) p.105(菊池発言)。この点につき菊池は、「その1つのツールとして、比較法研究が1つの強み」であり、「日本の法制度の在り方を考えるに当たっての示唆を提示できる」可能性があるとする。

⁵⁾ この点について、本研究事業では、『季刊社会保障研究』50巻4号で「生活保護制度の法的課題－判例・裁判例の分析と2013年改正の意義」と題する特集で、成果を公表しているが、生活保護法の解釈と2013年改正法の意義と課題について主として法解釈論の手法で論じているものであり、積極的な政策論ではない。